

今回は、令和7年の交通死亡事故の主な特徴をまとめてみました。警察庁の発表によると、令和7年の交通事故による死者数は2,547人で、前年よりも減少しました。（資料は、警察庁「令和7年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」による）

【令和7年の交通事故発生状況】

- 発生件数 287,023件（前年比 -3,872件 -1.3%）
- 死者数 2,547人（前年比 -116人 -4.4%）
- 負傷者数 338,508人（前年比 -5,887人 -1.7%）

*発生件数とは、人身事故件数をいい、物損事故は含まれません。
*死者数とは、交通事故発生から24時間以内に死亡した人数をいいます。

65歳以上の高齢者が交通事故全死者数の半数を超える

死者数を年齢層別にみると、65歳以上の高齢者が1,423人で(図2)、全死者数に占める割合は55.9%で半数を超えています。

65歳以上高齢者の死者数を状態別にみると、「歩行中」が622人(43.7%)、「自動車乗車中」が485人(34.1%)、「自転車乗用中」が200人(14.1%)、「二輪車乗車中」（自動二輪、一般原付、特定原付）が112人(7.9%)となっています(図3)。

歩行中や自転車乗用中の高齢者を見かけたときは、スピードを落とすとともに、高齢者の動向に十分注意しましょう。

人対車両の「横断中」が最も多い

死亡事故を事故類型別にみると、「人対車両」が770件(34.1%)、「車両相互」が845件(37.4%)、「車両単独」が636件(28.2%)となっています(図4)。

事故類型の内容をみると、人対車両の「横断中」490件(21.7%)が最も多く、次いで車両単独の「工作物衝突」430件(19.1%)、「出会い頭衝突」の237件(10.5%)となっています。

横断歩道に近づいたときは、まず横断歩行者の有無を確認しましょう。歩行者が横断中、または横断しようとしているときは必ず横断歩道の手前で一時停止します。歩行者がいるかないか明らかでないときは、横断歩道の手前で停止できる速度に落として進行しましょう。

(2026年4月20日時点で施行されている法令に基づき制作しています。)

図1 交通事故発生状況の推移(平成28年～令和7年)

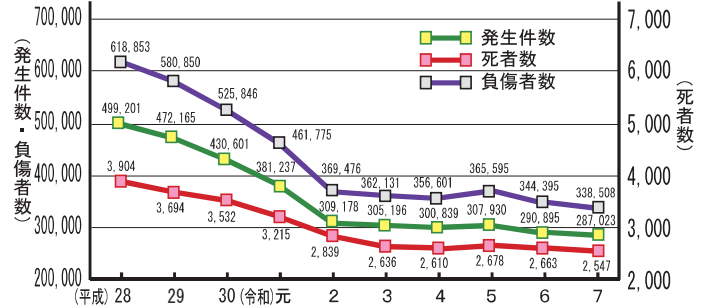


図2 年齢層別死者数(令和7年)

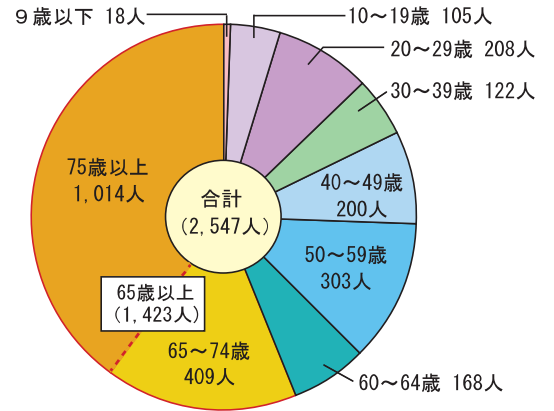


図3 65歳以上の状態別死者数(令和7年)

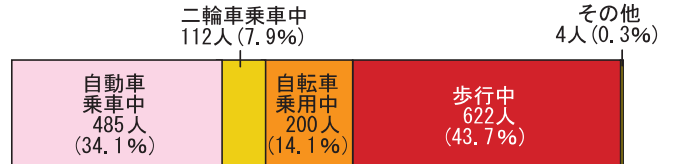
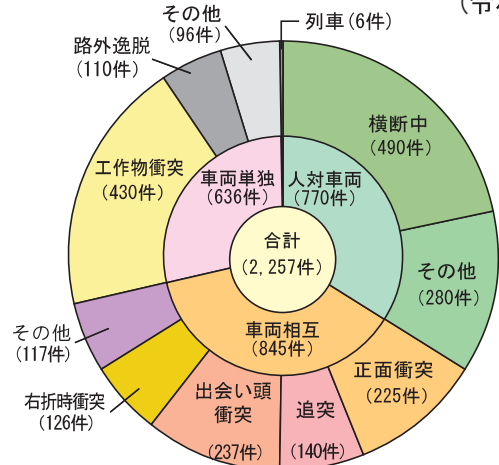


図4 一般原付以上運転者の事故類型別死亡事故件数(令和7年)

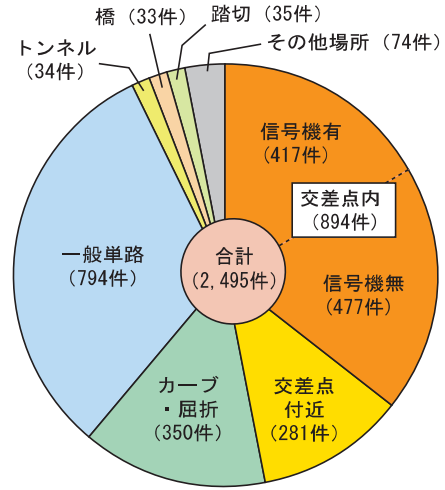


道路形状別では、交差点内とその付近が死亡事故の半数近くを占める

死亡事故件数を道路形状別にみると、「交差点内」が894件（35.8%）、「交差点付近」が281件（11.3%）を占め、「交差点内」と「交差点付近」を合わせると47.1%と全体の半数近くを占めています。交差点内について信号機の有無別でみると、信号機無のほうが多くなっています（図5）。

交差点とその付近は、さまざまな方向から車や人が行き交い、確認・判断・操作が複雑になるため、事故が起りやすい場所です。交通状況に十分注意し、安全な速度と方法で走行しましょう。

図5 道路形状別死亡事故件数（令和7年）



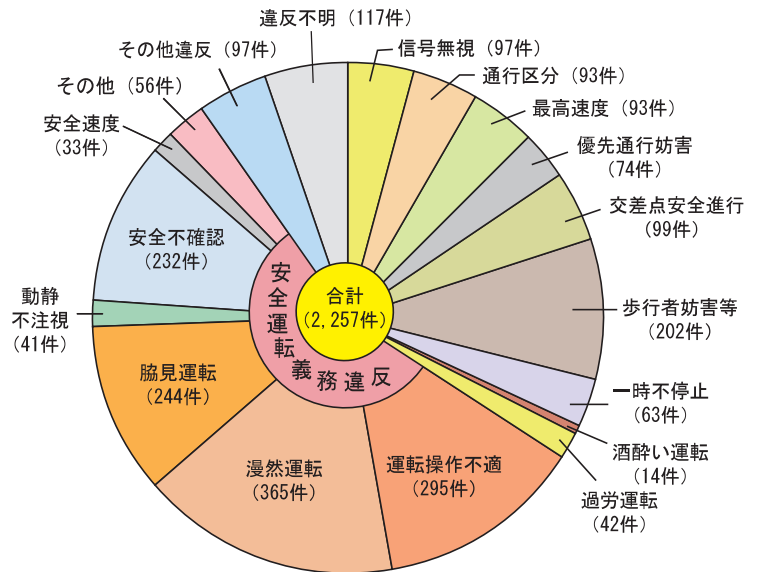
法令違反別では、「漫然運転」が最も多い

原付以上の運転者が第1当事者となった死亡事故を法令違反別にみると、「漫然運転」が365件（16.2%）で最も多く、次いで「運転操作不適」295件（13.1%）、「脇見運転」244件（10.8%）、となっています（図6）。

「漫然運転」とは、脇見運転ではないものの、運転中に“運転以外のことを考えていた”、“ぼんやりしていた”、“ラジオ放送に聞き入っていた”などのために注意がそれ、相手当事者を見落とし、または発見が遅れて事故を発生させた場合などをいいます。

走行中は運転に集中することが大切です。体調不良時や疲労時は漫然運転に陥りやすいため、できるだけ運転を控えるようにしましょう。

図6 一般原付以上運転者（第1当事者）の法令違反別死亡事故件数（令和7年）



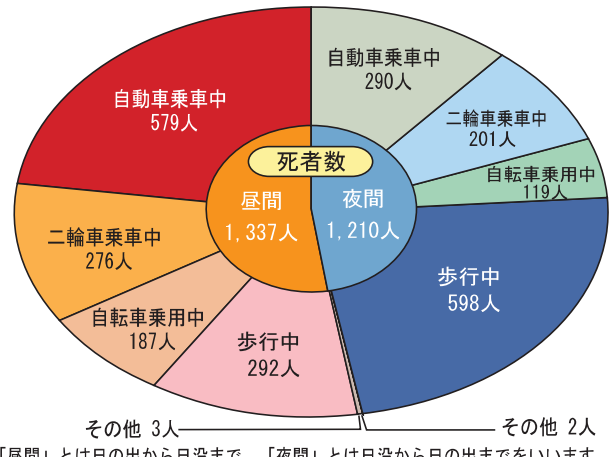
昼夜別では、夜間の歩行中の死者数がほぼ4分の1を占める

死者数を昼夜別にみると、「昼間」が1,337人（52.5%）、「夜間」は1,210人（47.5%）です。

昼夜別・状態別でみると、昼間は「自動車乗車中」が579人（22.7%）で最も多いのに対して、夜間は「歩行中」が598人（23.5%）で最も多く、全死者数の4分の1近くを占めています（図7）。

特に日没後は、周囲が見えにくくなって歩行者や自転車の発見が遅れやすく、事故の危険が高まります。早めにヘッドライトを点灯するとともに、昼間よりも速度を落として慎重に運転しましょう。

図7 昼夜別の状態別死者数（令和7年）



※「昼間」とは日の出から日没まで、「夜間」とは日没から日の出までをいいます。

（2026年4月20日時点で施行されている法令に基づき制作しています。）

「お問い合わせ先」

日軽パートナーズ株式会社 保険部

TEL：0120-202-565

メール：nsk-hoken@nsk.nikkeikin.co.jp

令和6年に発生した自転車対歩行者の事故件数に近いものを、次の中から選んでください。

- ①約1,000件
- ②約2,000件
- ③約3,000件



TOKIO MARINE NICHIDO

自転車に対する青切符の導入

自転車に対する青切符(交通反則通告制度)が2026年4月にスタートしました。自転車は“身近な乗り物”ですが、歩行者との事故では加害者に、自動車との事故では被害者となりやすく、ルール遵守の重要性が高まっています。制度のポイントとともに、自転車を安全に利用するためのルールを改めて確認しましょう。

自転車の事故・違反状況

近年、自転車事故は「割合として増えている」ことが問題となっています(表1)。件数そのものは微減傾向ですが、全交通事故に占める割合は増加しています。主な傾向は次のとおりです。

【事故の傾向】

- ・歩行者が死亡・重傷となった事故の42.4%が歩道で発生
- ・自転車と自動車の事故では、出会い頭が54.7%と最多
- ・死亡・重傷事故の約75%で自転車側に法令違反あり(図1)
- ・法令違反では「一時不停止」と「信号無視」が特に多い(図2)

自転車は道路交通法上「軽車両」に分類されます。免許は不要でも、道路を走る「車」の運転者としての自覚が求められます。

表1 自転車関連事故件数及び全交通事故に占める構成比の推移

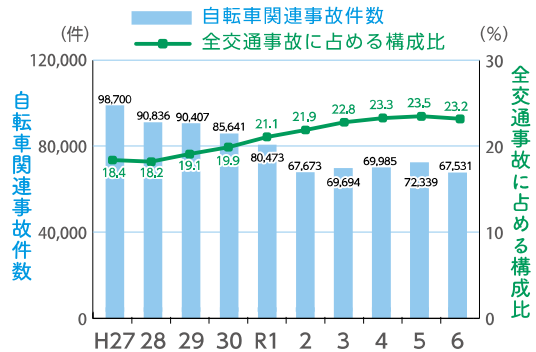


図1 自転車乗用中の死亡・重傷事故における自転車側の法令違反件数(令和6年)

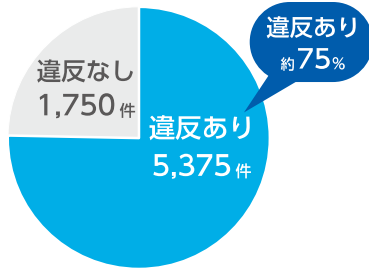
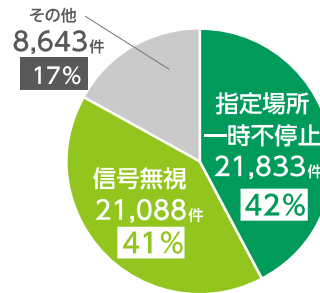


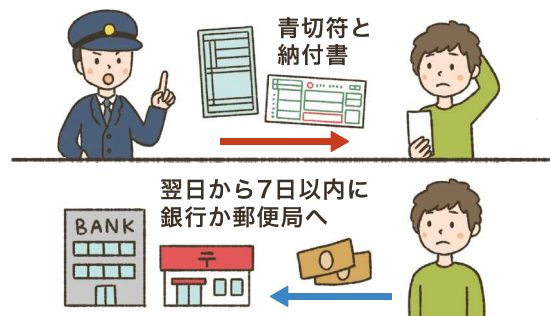
図2 自転車の法令違反別検挙件数(令和6年)



本文及び図表の出典:警察庁 自転車ポータルサイト「事故・違反の発生状況」より弊社作成

青切符(交通反則通告制度)とは

悪質・危険な違反と判断された場合、16歳以上の自転車運転者にも「青切符」と「納付書」が交付されます。反則金は告知の翌日から7日以内に納付すれば、刑事裁判や家庭裁判所での手続は不要です。これまでの対象は自動車や原付でしたが、今回の改正で自転車も加わりました(16歳未満は指導警告)。ただし、酒酔い・酒気帯び運転、妨害運転、事故を発生させた場合等の重大な違反は、青切符ではなく従来どおり「赤切符」となり、刑事手続の対象です。自転車の違反自体は、運転免許の点数に直接影響しません。しかし、ひき逃げや酒気帯び運転といった特に悪質なケースでは、運転免許が最大6ヶ月停止されることがあります。



青切符の対象となる反則行為

青切符の対象となる反則行為は 113種類と多く、いずれも事故につながるおそれのある悪質・危険な行為です。違反内容によって 3,000円～12,000円 の反則金が科され、納付せずに放置すると刑事事件として扱われ、裁判手続に進むことがあります。取り締まりを受けた際は、必ず期限内に反則金を納付しましょう。なお、表に掲載したものの以外にも、遮断踏切への立入りやブレーキ不良、傘さし運転、イヤホン使用等も取り締まりの対象です。

反則行為と反則金の一例

| ながらスマホ(保持) | 信号無視 | 逆走や歩道通行 |
|----------------|---------------|---------------|
| 反則金 12,000円 | 反則金 6,000円 | 反則金 6,000円 |
| 一時不停止 | 無灯火 | 二人乗りや並進 |
| 反則金 5,000円 | 反則金 5,000円 | 反則金 3,000円 |

自転車の 歩道通行/車道通行 について

原則として自転車は車道を通りますが、駐停車車両が多い場所や道幅の狭い道路では、歩道を利用したくなる場面もあります。今回の改正でも、歩道を走っただけで直ちに青切符の対象となるわけではありません。歩行者に危険を与える走行や、警察官の注意を無視した場合等、悪質・危険なケースのみが取り締まりの対象で、通常は「指導警告」にとどまります※¹。また、警察官を見て慌てて車道に飛び出したり、急いで速度を上げたりすると、かえって危険です。安心して歩道を利用するためにも、通行できる条件・ルール・注意点を理解しておくことが大切です。さらに、車道を走る際の安全を確保するため、自動車との接触を避ける新しいルールも設けられています。

※¹ 出典:警察庁交通局「自転車ルールブック」より

《歩道を通るとき》

1. 歩道を通りできる条件

次のようなときは、歩道を通りすることができます。

- 標識や標線で歩道を通りすることができるとされているとき
- 13歳未満もしくは70歳以上のかた、または一定の身体障がいや有するかたが運転するとき
- 車道または交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通りすることがやむを得ないと認められるとき

「普通自転車歩道通行可」を示す
道路標識・道路標示



2. 歩道を通りするときのルール

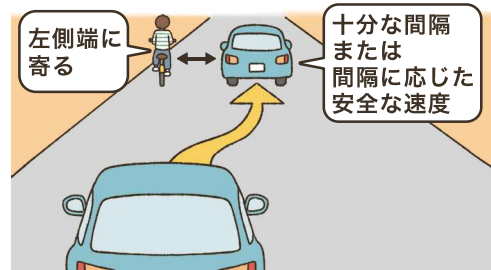
- 歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければなりません。
- 歩道に「普通自転車通行指定部分」が設けられている場合は、その指定部分を徐行しなければなりません。ただし、歩行者がいない場合は状況に応じた安全な速度と方法で通行することができます。

《車道を通るとき》

自動車等が自転車等の右側を通過する際の接触事故が多いことから、自動車等と自転車等に対する新たなルールが設けられました。

自動車等: 自転車等の右側を通過する際、自転車等との間に十分な間隔がないときは、その間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。(違反した場合、3ヶ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金)

自転車等: 自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。(違反した場合、5万円以下の罰金)



今月のクイズの答え ③約3,000件 3,043件で、10年前と比べて増加傾向にあります。出典:交通事故総合分析センター「交通事故統計表データ(令和6年版)」より

ご用命・ご相談は...

 **東京海上日動**

URL www.tokiomarine-nichido.co.jp
担当営業課